令和4年度 第1回平川市特別職報酬等審議会 会議概要

○開催日時:令和4年5月26日(木) 10:00~11:30

○開催場所:平川市役所 本庁舎3階 応接室

〇出席委員:岩渕河治郎委員、工藤賢委員、常田淳委員、中嶋宏子委員、

小山内柳一委員、田中尚子委員、小山内宏子委員、今井千都子委員

(計8名)

○欠席委員:なし

○事務局:総務部長對馬謙二、総務課長佐藤崇、 総務課長補佐古川昭仁、総務課人事係長芳賀照貴 (計4名)

- ○会議次第
 - 1. 委嘱状交付
 - 2. 開会
 - 3. 市長あいさつ
 - 4. 委員紹介
 - 5. 会長の互選及び職務代理者の指定
 - ・会長の互選 → 岩渕河治郎委員を選出
 - ・職務代理者の指定 → 小山内柳一委員を指定
 - 6. 諮問書交付
 - 7. 審議
 - 1) 市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額について
 - 2) その他

平川市情報公開条例の規定に基づき、会議の場は非公開会議の概要については、委員名を伏せた形で公開

8. 閉会

○審議会議事要旨

会 長

それでは、次第に従って本日の議事を進めていく。

審議案件はまず1つ目に「市長、副市長、教育長の給料の額並びに議員報酬の額」 についてとなっている。

それでは事務局から資料の説明をお願いする。

事務局

(事務局から資料について説明)

- ◇平川市特別職報酬等審議会について
- ◇審議事項とスケジュールについて
- ◇特別職と一般職について
- ◇これまでの審議会開催について
- ◇特別職報酬等審議会に諮問を行う際の必要事項等
- ◇青森県内10市との比較について
- ◇人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体との比較について
- ◇一般職の職員の給与改定の状況
- ◇近年における消費者物価上昇率
- ◇議員報酬の住民1人当たりの額と、他の地方公共団体との比較
- ◇令和3年度の議会議員の活動状況(審議日数)について
- ◇議会費の過去5年間の一般財源に対する構成割合

会 長

ありがとうございました。ただいま、事務局から資料の説明をいただきましたが、審議する前に、まずこの資料の内容について、委員の皆さんから何か質問はございませんか。

会 長

特にないようですので、そうすれば審議に入りたいと思います。ただいま事務局から説明があったとおり、増額するのか、そのまま据え置くのか、減額するのか。 そして、増額や減額で改定する場合は、改定する時期をどうするのか。このあたりが議論のポイントになるかと思います。

ということで、諮問書にある事項の1番「市長、副市長、教育長の給料の額」という、まずこの部分を考えていきたいと思いますので、さまざまな内容が資料にありましたが、何かしらご意見がありますでしょうか。ある方は挙手して発言していただければと思います。

委 昌

資料を見させていただきますと、給料や報酬の額を上げるということには至らないのかなというように見受けられました。

今回はこのまま据え置きで問題はないかと思いますが、前回の議論でも、県議会議長の報酬は平川市長の給料よりも高いという部分があったので、その辺は審議会で少し考慮する必要があるのかなと思いました。

委員

今この資料で説明を受けましたが、このような数値とかを見たことがないので、 果たしてこれがよいのかという部分がまずあります。基本的に各自治体の実情に 合わせるべきなのかなとは思います。

おそらく他の自治体でもこういう議論をしていると思うんですけど、決める際には何をベースにやっているのかというところが知りたいです。また、結論を出すに当たっても、例えば財政の状況はどうなのか、人件費に当たる部分のシェアはどれくらいあるのかといった部分を示さないと、結論に対する納得性が出ないのではないのかなと思います。

事務局側で、他の自治体ではどういう風に決めているのかといった部分を示していただいて、それで結論がこうなっているというものを示していただければ、なお良いのかなと思いました。

事務局

他の自治体もさまざまで、長い間審議会を開催していないケースも見受けられますが、審議会を開催している自治体の会議録等を拝見しますと、類似する団体と比較してどうなのかというポイントを見て、議論しているような気はします。

類似する団体については、平川市は、県内ではつがる市と類似となっていますが、十和田市や五所川原市、むつ市などは、人口区分や産業区分も異なっているとのことから、平川市とは違う自治体と類似するということになります。

平川市と類似する団体として、山形県尾花沢市がありますが、人口1万5千人程度であり、平川市の半分くらいの人口しかありません。それでも類似する団体と区分されており、他県だとなかなか類似するというイメージがつかないところはありますが、基本的にはこの類似する団体と比較しながら考慮しているようなところではありました。

あとは、仮に増額するとした場合にはどれくらい増額するのかといった部分になってくると、その時の経済状況や市の財政状況なども考慮して決定していくと考えますが、基本的には、まず他の自治体と比較してどうなのかという部分から始まるケースが多いのではないかと思います。

委員

平成30年度にこの審議会を開催して決めた時は、他市と比べてあまりにも金額が低すぎではないかということで議論して、県内の市で青森市、弘前市、八戸市の3市を除いた平均値を出して決めたという経緯ではなかったか。

事務局

前回の経緯は、他市と比較するとあまりにも金額が低いという状況であったので、まずは増額してよいのではという議論から始まりました。その後、どれくらい上げるべきかということで、財政状況などを考慮しながら、最終的に県内10市のうち、青森市、弘前市、八戸市、平川市を除いた6市の平均額とし、市長の給料額を85万円と決めておりました。

副市長と教育長については、市長の給料額に対して何割といった割合を決めればよいということになり、副市長は市長の約8割ということで68万円、教育長は約7割ということで60万円決定しております。

なお、議員の報酬額についても同様に、まず議長の報酬額を決定してから、それ ぞれ割合に応じて副議長、議員の金額を決定しておりました。

会 長

他にご意見ご質問ございませんか。

委員

給料を決めるということで、資料の数字を見れば、平均に落ち着いていることから私は据え置きでいいと思っています。

ただ、市民から見た時には、これはとても多くもらっているなと思う方もいると 思いますが、それだけ市のために仕事を頑張ってもらっているという部分が市民 に伝われば、私はこの金額のままで充分なのではないかと思います。

比較の資料の数字で金額を決めるのであれば、なかなか市民は納得しない部分 はあるかもしれないですが、公務とかで市長さんらが頑張っているんだなと思え る活動をアピールし、それが伝わっていくことも期待して、私は据え置きで問題な いと思います。

会 長

他にご意見ございませんか。

禾 吕

前回は増額したということでしたが、コロナの感染状況も考えて、今回は据え置きで良いと思います。

会 長

ご意見が色々あると思いますけど、この場の雰囲気としては据え置きという流れになっているかと思います。皆さん据え置きということで決定してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。(異議なし)

会 長

それで当審議会の意見としては、据え置きということで決定したいと思います。

会 長

続きまして、諮問事項の2番目である「議員の報酬額」について考えていきたい と思います。 これについて、皆さん何か意見はありますでしょうか。ある方は挙 手のうえ発言してください。

委員

市長らと同じように据え置きでよろしいと思います。

会 長

他にご意見ございませんか。

委 員

同じで良いと思います。

会 長

それでは、諮問2番目の議員の報酬額についても、据え置きということで決定してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。(異議なし)

会 長

それでは、審議会の意見としては据え置きということで決定いたします。

据え置きということのため、諮問事項の3番目の改定時期については不要ということとします。

諮問事項についてはひととおり決定しましたが、次第にある「その他」ということで、事務局から何かお願いします。

事務局

審議会として据え置きということで決定しましたので、市長からの諮問に対して、答申という形で市長へ返すこととなります。事務局では、まず今回の会議概要を作成してホームページ等で公開しますが、答申の内容については委員の皆さんに確認していただき、意見を伺ったうえで市長へ答申するという流れにしたいと思います。

この答申案の審議についてですが、前回は郵送により見ていただいて意見を伺った経緯があります。今回は集まって審議するかどうか、郵送でも良いのか、この部分についてどちらがよろしいでしょうか。

委員

郵送で構わないと思います。異議などあれば、それに対して質問などして意見を付け加えるということで良いと思います。

委員一同

はい。(異議なし)

事務局

そうすれば、審議した内容を網羅しながら、委員の皆さんに答申の内容を郵送します。その内容で意見などがあれば、電話などで受付して、まとめた上で会長から市長へ答申という形にしたいと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

会 長

それでは、以上で本日の平川市特別職報酬等審議会を終了いたします。長時間に わたり審議いただきありがとうございました。

○第1回特別職報酬審議会での決定事項

市長、副市長、教育長の給料の額は据え置くことで決定する。 議員報酬の額は据え置ことで決定する。